



上の写真は全て町内で発見された不法投棄の事例です

景観を損なうばかりか、環境汚染の原因になる不法投棄。町内でも、山林や道路を中心にした不法投棄が後を絶ちません。

まちでは、5月25日から6月10日までを「日野町不法投棄防止強化期間」として取り組みます。

廃棄物の撤去には
多くの費用がかかります

不法投棄とは、一般廃棄物（家庭などからのごみ）や産業廃棄物（事業者などからのごみ）を、決められたルールに従わずに山林や原野などにみだりに捨てる行為のことです。

不法投棄は美しい景観を損ないます。そればかりか、廃棄物から流れ出した有害物質によって環境そのものを汚染してしまう可能性もある危険な行為です。

町内でも、山林を中心として年間数件が発見されています。しかしその大半は捨てた人が不明なため、その場合の廃棄物の撤去は、不法投棄された土地の持ち主が行わなくてはならず、多くの費用がかかります。その点でも不法投棄は非常に迷惑な行為でもあります。

不法投棄をすると
罰金・懲役が科せられます

廃棄物を不法投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、5年以下の懲役もしくは1000万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金、またはその両方が科せられます。町内でも昨年1件が検挙され、罰金が科せられた事例もあります。

不法投棄はれっきとした犯罪です。不法投棄を見つけたら役場または警察に通報しましょう。

5月25日～6月10日は 「日野町不法投棄防止 強化期間」

まちでは、不法投棄の撲滅をめざし、
「不法投棄をしない、させない」
をスローガンに、強化期間を定めました。
期間中は、町内のパトロールなどを強化し、
不法投棄の発見・防止に取り組みます。

不法投棄を発見したら

役場産業振興課

（電話 72 2101）

黒坂警察署

（電話 74 0110）

まで通報してください

不法投棄は犯罪です